

論
文

人種差別撤廃条約批准の意義

—— 同条約四条を中心として ——

松 本 健 男

一九六五年十二月二日、国際連合第二〇回総会で採択された、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」は、すでに一六四カ国の国連加盟国のうち一二四カ国によって批准されており、国際人権規範の重要な部分となっている。国際人権規約に先立って採択されたこの条約は、その前文にいうように、国際連合憲章と世界人権宣言が掲げている、すべての人間の尊厳と平等、人種、皮膚の色、民族的出身による一切の差別を受けることなく、すべての権利と自由を享有すべきであるとの普遍的理念にもとづき、これを実効あらしめる目的をもって制定されている。

る。わが国においては、本条約の意義についての一般の理解は極めて不十分ではあるが、国際的人権の尊重という全世界からの要求を無視することができない立場にある日本政府としては、世界の大多数の国によって批准されている本条約の批准をいつまでも遅らせることができない立場に置かれている。世界人権宣言四〇周年を迎えた私たちは、政府に対し、一刻も速やかに、反人権大国の汚名を返上するためにも、本条約の即時批准と、本条約が要求している人種差別撤廃のための立法措置を整備することを要求してゆかねばならない。

しかし、人種差別撤廃条約の要請を現実に実現することは、極めて困難な事業である。それはわが国のような国際的人権の保障において遅れている国家にとっては、文字通

り法意識の一大転換を迫ることになるものである。しかし、国際社会において真に平和と人権を確立するためには、本条約の精神を完全に実現することが必要であろう。ここでは、本条約の批准に当り、大きな論争点となるであろう同条約四条を中心に、本条約批准の意義について考察してみたい。

二

世界人権宣言は、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受け入れられる恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された」と述べている。ナチスドイツと日本軍国主義が惹起した第二次世界大戦とその過程において実行された、言語を絶する非人道的行為に対する痛烈な反省が、世界人権宣言の基礎にある。とりわけナチスドイツが国家政策として遂行したユダヤ人に対する迫害と虐殺は史上例をみないものであり、この最大の人類に対する犯罪が極端な人種主義にもとづいて実行されたことは、人種差別がどれほど恐るべき害悪を生ぜしめるかについて、良識あるすべての人々に根本的な教訓を与えた。戦争そのものの犯罪性に加えて人種絶滅につながる人

種主義の犯罪性がニュールンベルグならびに東京裁判のテーマとなったことは余りにも当然である。

しかし現実の国際政治の中で、かつての超国家主義や人種主義を生み出したと同じ社会的基盤が決して除去されておらず、新しい社会的条件の中で新旧の差別主義や差別勢力が台頭してきていることが実感されるようになった。世界人権宣言は極めてすぐれた人権規範ではあるが、宣言としての制約をもっている。国連加盟諸国にこの宣言の内容を実施させるためには、拘束力のある国際条約を批准させることが必要である。この目的をもって採択されたのが、国際人権規約（A・B規約、一九六六年一月）であり、わが国もようやく一九七九年六月にこれを批准し、同年九月に発効するに至った。国際人権規約は社会権と自由権の両方にかかる網羅的規範であるが、自由権規約（B規約）二〇条は、戦争宣伝と民族的・人種的・宗教的憎悪の唱道を法律が禁止すべきものとしている。この趣旨をさらに強め、一切の人種差別に対しその萌芽をつみとることによって根本的に対応しようとしたのが人種差別撤廃条約である。

三

人種差別撤廃条約は、前文、実体規定（一〜七条）と人

種差別撤廃委員会の構成、役割等に関する規定とによって構成されている。本条約についてはすでに幾つかの優れた解説がなされており、その解釈適用について詳細な研究がなされている。

人種差別撤廃条約の基本理念は、「人種の相違にもとづかない優越理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり、また社会的に不当かつ危険であること、並びに、理論上又は実際上いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないこと」、「人種的障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反すること」、「あらゆる形態と表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとること、並びに人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くため、人種主義理論・慣行を防止しかつこれらと闘うことを決意」すると、前文の記述に明確に示されている。

二条は、これを批准した当事国に対し、「人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃し、及び、すべての人種間の理解を促進する政策を、あらゆる適切な手段により遅滞なく遂行することを約束する」ことを求め、「政府、国及び地方の政策を再検討し、いかなる場所を問わず、人種差別を創出し又は永続化する効果を有するいかなる法律及び規則をも、改正し、廃止し又は無効にするた

め実効的な措置をとる」こと、「事情により必要なときは立法を含む、あらゆる適切な手段により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別をも、禁止し、終らせる」ことを義務づけている。

この規定は在日外国人に対する現行法制の中に、人種差別を永続化する効果を有するものがないかどうかについて、政府と国民に対し根本的な検討を要求する。一時的滞在者でなく、わが国に永住している、かつては名目上であったとしても帝国臣民として日本国民の国籍を取得していた在日韓国・朝鮮人に対する数々の差別的取扱いに関する諸法規や行政的運用は、直ちに廃止し変更されるべきであり、とりわけ、永住者である韓国・朝鮮人に対する外国人登録制度の刑罰的適用は、即時に排除されねばならない。わが国権力によって強制連行され、差別と苦役を強いられた人々が外国人として、日本国民に認められる数々の市民的利益の供与から除外されるだけでなく、まるで戦時中の敵国民に対するがごとく、職業、居住地や勤務場所の変更について登録届出を強要され、生涯にわたり数年ごとの登録の切替えとそのさいの指紋捺捺を強いられ、登録証の常時携帯を義務づけられ、その違反に対しては懲役を含む刑罰の制裁をうけるという現行法体制は、本条約の眼からみて許すことのできない人種差別制度であるといわねばなら

ない。また、かかる差別的な法制度とその運用は、五条に規定するすべての人種等に対する法の下における平等権の保障にも反することは明らかである。

しかし、人種差別撤廃条約の中心規定が四条であることは広く承認されている。四条は、人種優越思想と理論、人種の憎悪と差別の宣伝、これを行なう団体を非難し、人種差別の一切の煽動と行為の根絶を目的とする措置をとること、人種の優越又は憎悪にもとづく思想の流布、人種差別的の煽動、人種集団に対する暴力行為と煽動、差別行為に對する一切の援助の供与を、法律によって処罰されるべき犯罪であると宣言すること、人種差別を助長、煽動する団体と組織的宣伝活動、あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言し、かつ禁止すること、これらの団体、活動に参加することが法律によって処罰されるべき犯罪であることを認めることを、当事国の義務と規定している。すなわち四条は、一切の人種差別を根絶するためには、人種優越思想や人種差別思想を流布することを初め、あらゆる差別煽動と差別的な団体活動が犯罪であることを明らかにし、これを処罰するための立法的整備を批准国に対して要求しているのである。

このように四条は人種差別撤廃条約の中でもっとも性格の強い規定であって、すでに人種差別行為に対してこれ

集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進することとしてしている。しかし、刑事立法措置も、教育的であるとともに懲戒的であることもまた、認められるべきであろう。

「人種差別は国際法上の一犯罪であり、その根絶は、『条約』当事国の『条約』上の義務なのである。これ以上、人種差別の根絶は、国際法上の強行規範となっていない」

人種差別を国際法上の犯罪として明確に位置づけ、その根絶が国際法上の強行規範であることを明らかにし、この場合の刑事立法措置が教育的ならびに懲戒的であることを明言しているところに、本条約の基本的意義が示されているといわねばならない。

四

以上、人種差別撤廃条約が制定された経緯とその本質的意義について概説的に紹介したが、人種差別撤廃条約の批准を迫るためには、なぜその批准が緊急に要求されているのかについて、歴史的体験をも踏まえた分析が必要となる。ここでは、人種差別が公的政策となるべきとき、どれほど恐るべき人権侵害が現実化するかについて、また人種差別

を規制する法律を整備している国に対しても、その規制内容に新たな要求を加えるものであり、全くこうした法制をもたないわが国のような場合には、根本的に法意識の転換を迫るものだといえよう。したがって四条を含む本条約の批准のためには、四条が体现している立法事実を充分に認識し、四条の基本的意義について正しい理解をもつことが必要不可欠であるであろう。

人種差別撤廃委員会（委員長ホセ・D・イングレス）が一九八三年に作成した、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第四条の実施に関する研究」は、各国における論議を紹介したあと、「結論と勧告」の中で、とくに次の点を強調している。すなわち、

「万が自分の国の管轄権の範囲では人種差別は存在しないとか、人種差別団体はないと主張できるとしても、当事国はa及びbに従って立法措置をとらなければならないのである。第四条は治療より防止を目的としていない。法律による処罰は、人種差別主義または人種差別、並びにそれらの助長または煽動を目的とする活動の思い止まらせるものであると、推定される。他の措置も『条約』によって推奨されていることは、言うまでもない。

特に第七条では、教授、情報、教育、文化を通じて、人種差別を導く偏見と闘い、諸国間及び人種的又は種族的

を抑止するためにいかに適切な公的政策が必要かについて、若干の考察を試みることにする。

ナチスドイツの反ユダヤ人政策が、ヨーロッパにおける伝統的な反ユダヤ主義を基盤とするものであることは明らかである。しかし、この反ユダヤ主義が、ユダヤ人の人種的絶滅政策にまで発展するには、特異なナチズムの人種理論と、ドイツ民族の入植地獲得のための東方政策理念の結合が必要であった。ナチスはこのもっとも恐るべき人種絶滅計画を、政権獲得の瞬間から実行にうつしている。一九三三年一月三〇日、ヒットラーが政権を獲得すると、同年三月二十八日、ナチ党指導部は、ユダヤ人の営業ポイコットを指令し、同年四月一日、全国的にユダヤ人の全商店と事業所に対する一日ポイコットを実施する。四月七日にはユダヤ人公務員をすべて休職処分にする旨の法律が制定される。一九三五年九月には、ドイツ国公民法が制定され、ドイツ国公民は、ドイツ人又はこれに類縁の血を有する国民に限られるとし、同時に制定された「ドイツ人の血とドイツ人の名誉保護のための法律」は、ユダヤ人との結婚と内縁関係をもつこと、ユダヤ人が四五歳以下のドイツ人女子を女中として雇用することを禁止し、それらの違反を懲役に処することとする。そして同年十一月一四日の命令によってユダヤ人全部が公職から追放されるのであるが、その

場合、ユダヤ人とは、人種的に純粹のユダヤ人を少なくとも三代以内の祖先としてもつ者とされる。その間、文学、美術、音楽、演劇、出版、映画に至るまですべての文化領域において、ユダヤ人は追放され、ユダヤ人作家の著書は出版を禁止され、ユダヤ人作曲家の作品（メンデルスゾーン等）は演奏を許されなくなり、ローレライの歌曲さえも、ハインがユダヤ人であることを理由に禁止される。そして一九三八年一月九、一〇日の両日にわたり、ナチ党SAによって、保安警察との連携のもとに、全国においてすべてのユダヤ人教会の爆破、焼却が行われ、あわせてユダヤ人の事業所や住宅が破壊され、二万人のユダヤ人が逮捕拘留される。そして同月一二日には、右によってユダヤ人商店・工場および住宅に加えられた損害は、すべてユダヤ人所有者およびユダヤ人営業主によって補修することが命令される。同月二八日には、ユダヤ人に対し特定の時間に公開の場所に立ち入ることを禁止する警察令が発せられ、ユダヤ人は一切の市民的権利をなく奪われるに至る。一九四一年九月には六歳以上のユダヤ人は、ユダヤ人と表示したユダヤ人星形章を着用することを命じられる。ナチスのユダヤ人に対する人種的迫害は、一九三九年九月のポーランド侵略を契機に、人種的絶滅政策に転換する。ポーランド占領と同時に、同年一〇月、ポーランド占

領地区に定住するユダヤ人に対し強制労働の実施が命令され、二年後にはドイツ本国において実施される。ポーランド内に周囲に塀をめぐらせた監視つきのゲットーが設けられ、そこへ集団流刑されたヨーロッパ中のユダヤ人が押し込められ、外界との連絡は完全に遮断される。一九四一年一月には、ドイツ国内のユダヤ人を東部地方（ポーランド）の一都市にすべて強制退去せしめること、強制退去を命じられたユダヤ人の財産はドイツ国が没収すること、強制退去は秘密国家警察（ゲシュタポ）が実施することが決定され、集団的処刑が実施に移される。一九四二年一月二〇日、ヴァンゼー会議が開かれ、各省庁の最高責任者たちによって、ユダヤ人問題の「最終解決」として、ユダヤ人の強制労働と、自然淘汰による減少による消滅（死亡）、生き残ったものへのしかるべき処置が国家政策として策定され、実施にうつされる。これによってアウシュヴィッツだけで三〇〇万人が、他の収容所を合すると、ユダヤ人を中心として推算六〇〇万人が殺害されたのである。この嘔吐をもよおす恐るべき犯罪行為は、右にみたような一連の、執ような政策遂行の結果として生み出されたのであり、この事実、ドイツ民族あるいはアーリア人種の優越をとねえる人種主義が、いかなる想像をも絶する害悪に到達しえたかについての実証となっている（ワルター・

ホフファー「ナチス・ドキュメント」論争叢書、「ワンゼー湖畔の秘密会議を見る」『世界』一九八八年（二月号）
ナチスはユダヤ人対策のほか、もう一つの恐るべき人種政策をもっていた。それは東方（オースト）政策とよばれるものである。ヒットラーは『わが闘争』の中で、ドイツ民族の生活地域は東方にあるとしているが、ナチスは、東方諸民族に対するドイツ民族の人種的支配の確立を基本的政策の一つとしていた。そしてかれらが作成した全体計画「東方（オースト）」によると、東方政策の目標は、およそ一億人のドイツ人を移住させるための領土を東方圏に創設することであり、そのためには、民族としてのロシア人を壊滅させ分解させることが必要であるとし、非ドイツ人に一切の高等教育を受けさせてはならず、また頭脳労働を許してはならないとしている。全体計画の当初の案では、ポーランドとソ連西部の土地から三〇年間で三、一〇〇万人を放逐し、ここに一、〇〇〇万人のドイツ人を定住させることとしていた。こうした理念の下にかれらは東方占領地域の住民を平気で虐殺した。一九四一年にドイツ軍の捕虜になったソ連軍人三九〇万人のうち、一九四二年二月までに生き残ったのが僅か一一〇万人であったと報告されている（『今日のソ連邦』一九八八年九月一日号）。人種イデオロギーとドイツ帝国主義がいかに密接なつながりをもつ

ていたかがここでも示されている。
以上ナチスドイツによる人種犯罪について述べた。ナチスの人種主義犯罪はその組織性と計画性において稀有であるけれども、日本帝国主義が犯した数々の残虐行為と民族的迫害も、その本質を異にするものではない。日本帝国主義が植民地の人民に加えられた差別と迫害、戦争遂行の必要の下に行った強制連行と非人道的な強制労働、占領地で行った大量虐殺や虐待などは、ナチスの残虐と優るとも劣らない。そしてそれがアジアの盟主としての皇国日本の卓越性と日本民族の優越性というイデオロギーによって合理化され、免罪されていたことを知らねばならない。人種差別の犯罪性を認識するには、わが国民は自らの過去を振り返るだけで充分なのである。
そして人種差別撤廃条約は、前述したように、かつてドイツと日本が犯した人種犯罪の芽が決して根絶されていないこと、人種主義による危険がむしろ顕在化する傾向さえあることを認識した上で、これを押え、無力化する緊急の必要があるとする立場に立っている。したがって次に、人種差別の現在の国際的、また国内的状況がいかなるものであるかについて考察する必要がある。

五

『世界』の一九八八年九月号は南アフリカのアパルトヘイトについて特集しているが、その中に、南アフリカにおける死刑の実態について次の事実を指摘している。南アフリカでは毎年一〇〇人以上の人々が死刑に処せられており、八七年の処刑数は過去最高の一六四人に上っている。これは全世界の三九カ国での七六九人の処刑数に比して著しく高い。また死刑は人種差別的で不公正に用いられている。一九四七年から六九年の間に八四四人の黒人が白人を強姦して有罪となり、一〇八人が処刑されているのに対して、同期間に二八八人の白人が非白人を強姦して有罪になつてゐるが一人も死刑にはなつていない。八四年に処刑された一五人のうち、非白人は黒人八八人、カラード二四人、アジア人一人の計一三二人に対して、白人はわずか二人であるという。人種差別国家においては、刑罰制度は必ず差別的に運用されるが、南アフリカはその事実を動かしがたい数字によって実証している。

『タイム』の一九八八年一月一七日号は、シカゴ郊外のシセロ市での人種差別の実態を紹介している。ウエズリイ・スコットは家族とともにシカゴ西部のゲットーからシ

セロの労働者住宅に引越してきた。かれは唯一の黒人のパトロール警官として勤務を始めたが、毎日誰かがかれを、ニガーと呼び、かれのロッカーには、クー・クラックス・クランの写真に、「誰がウエズリイを殺すのか？俺が殺してやる」という文句が書き加えられていた。その事実に対し、同僚の一部の者は頭をふつていたが、大多数のものは笑つていた。そして上司の一人は同僚の前でかれを、「愚かしいニガー」と呼び、あるときには逮捕した犯人に、「お前はこのニガーに泣いてゐるところをみられたのか」といった。深夜、家の前に置いてある車が焼かれ、四人の若者たちが、「車を燃やせ、ニガーはここには不要だ」と笑い叫びたてる。そうした実態の中で、スコットとその家族は毎日、身の危険を感じながら生活しているというのである。この文章の中には、司法省の報告書によると、人種差別事件は全国的にみて一九八六年から八七年にかけて五五%増えていること、八〇年と比較すると四倍に達していること、また居住差別の申告は八〇年の三、〇〇〇件から四、五〇〇件に達しているとしてゐる。アメリカ合衆国における人種差別の根強さが今なお極めて深刻な実態にあり、むしろ増加する傾向にあることが分る。

わが国についてはどうか。在日韓国・朝鮮人に対する法制的差別である外国人登録制度の刑罰的適用については、

国際人権問題に対する関心の高まりの中で、指紋捺捺拒否闘争の支援などとして、ようやく日本国民自身の問題でもあることが自覚されつつあるが、外国人登録制度自体の差別性についての認識は充分ではない。さらに前首相中曽根や藤尾、奥野らの発言にみられるように、日本帝国主義による反人道的な植民地支配や侵略戦争の責任を否定し、東京裁判を偏向裁判だときめつけるような反民主主義的言論が権力層の一部を中心に執ように繰り返され、南京大虐殺や沖繩戦の悲惨な実態を明らかにすることを拒否する許しがたい教科書検定が文部官僚らによって強められている。また同時に、部落差別に対してこれを強調することがかえって国民融合を阻害するとして、差別に対する糾弾行動を本来許されない暴力的行為で思想信条の自由の侵害であると歪曲する共産党、全解連内の一部の言論が、科学性を装って横行しており、政府官僚の差別容認政策を支えている。そして全体として、差別の撤廃と人権の確立を要求する運動に対して実質的に対置されてきているのが、反動的な天皇制イデオロギーであり、天皇を、戦前と同様に、国民の上に立つ神聖不可侵の存在として扱うことを強制しようとする権力側の執ような動きがある。また全世界に支配力を拡げるわが国の巨大資本はその経済力によって発展途上国の資源を収奪し、安い労働力を酷使して巨大な利潤を獲得

するとともに、新しい植民地支配を貫徹している。確かにわが国においては、人種主義による差別は、かつてと異なり直接の暴力的形態をとることは少ない。しかし搾取を基礎とする巨大資本による内外人民に対する支配体制の強まりと、その政治的側面である軍事力の飛躍的な強化、これらを土台とし反動的政治体制を強化するための、日本の民族主義というべき天皇制イデオロギーの強調は、これを放置し、有効な対策を講じないならば、必然的に人種主義イデオロギーに活力を与え、国際平和に対して極めて危険な役割を演じさせるに至る現在の危険性を秘めている。わが国政府と国会に、人種差別撤廃条約の批准を要求することは、こうした反動的潮流の活発化の中で極めて重要であるといわねばならない。

六

いま全世界において、人種差別を核とする様々な抑圧に對して、至るところで、人権の回復と確立をめざす民衆運動が起つてゐる。抑圧体制を古典的な形態で持続することは、南アフリカにみられるように明らかに困難となつてきている。しかし同時に、現在の国際化の巨大な流れの中で、人種問題は新たな矛盾と紛争を生み出している。ヨーロッパ

パの先進国にみられるように、経済発展の好況時に導入された移民労働者は、停滞期の現在、深刻な失業と疎外の危険にさらされており、同時に本国の雇用労働者との対立も生じている。そしてブア・ホワイトの中にネオファシズムの基盤が形成されつつある。また一般の中層階級の中にも、定住移民の増大による社会支出の増加に対する不満と反感が強まる条件がある。アメリカ合衆国においても、先に引用したように、白人層の一部に根強い黒人差別意識があり、公民権法にもとづく黒人の人権拡大を妨げる要因となっている。そしてわが国についても、急激に増加しつつある韓国や東南アジアなどからの移民労働者の雇用などの社会的条件がすでに新たな人種問題を生み出しており、さらに深刻化してゆく可能性がある。こうしてみるならば、人種差別問題の解決はすぐれて今日的課題であることは明らかであり、その場合に、考え方の基本として、人種差別観念の一掃と国際的人権意識の定立を図ることは緊急不可欠であるといわねばならない。

七

そしてこうした内外の条件の中で、いま、わが国において人種差別撤廃条約の批准をかちとるための国民運動が組

織されつつある。その中心的役割を担っているのは、永年の差別の体験の中から人間の解放を要求してきた部落解放運動であり、これに連帯する諸運動である。周知のとおり、部落解放同盟は部落解放基本法の制定を要求している。これは約二〇年にわたる同和对策事業の推進と成果にも拘らず、部落差別を根絶せしめるための国と地方公共団体の施策がなお必要であること、教育と啓発を通じて民衆の間にいまなお残存している差別意識を払拭することが、部落解放にとって必要不可欠であるという認識にもとづいている。そしてこの要求と人種差別撤廃条約の批准要求はその基本において共通しているのである。それは日本国民の意識変革を図ることであり、日本国民が部落差別や人種差別を罪悪としてとらえる正しい人権意識を確立することを求めているのである。

しかし、この当然の要求に対し、これに頑強に反対し、この目標達成を妨害する勢力がある。それは一方では、天皇制イデオロギーを強調し、日本国民をかつてと同じ狭い民族主義に閉じ込め、日本独占資本が全世界に拡げている搾取と抑圧を擁護し、その利権の保持と拡大を国民全体の共同利益として全国民に同調を強いようとする政治勢力である。もう一方は、基本的にはやはり同じ狭い民族主義的理念に立ち、天皇制イデオロギーを批判するという正しい

立場を一方でとりながら、党利党略によって歪められた事実認識の下に部落解放運動に敵対し、言論の自由の名の下に部落差別の煽動をも辞さない政治集団である。人種差別撤廃条約批准闘争は、この二つの政治勢力の妨害を打ち破り、わが国における国際的人権の確立を要求する国際世論と、国民自身の自覚と理解にもとづいて、その目標を達成しなければならぬ。

人種差別撤廃条約四条についていえば、これに対する反対のもっとも強い根拠は、言論の自由の侵害という点であり、言論犯罪の定立と処罰は民主主義国家にふさわしくないとする主張であろう。そしてこれは、四条が人種差別的な暴力行為の処罰にとどまらず、人種的優越思想の流布等の言論活動をも犯罪として処罰の対象としていることを理由としている。しかし、この点について根本的に認識すべきことは、言論の自由は何のために保障されるのかということである。国際人権規約が、戦争宣伝と人種差別の唱道を法律で禁止する旨を規定していることから分るように、戦争や差別を拡大する言論は法の保護をうけることはできないのであり、言論の自由の名の下に法的権利性を主張することは許されないのである。確かに絶対主義的天皇制の下で、幾多の学者や知識人が言論を理由として追放され、処罰された。この歴史的体験から、戦後のわが国にお

いて、言論の自由は何物にも代えがたい人類の遺産であると認識されてきた。しかし、その場合の言論は、言論そのものに価値があること、言論を抑圧することは当該社会に対し取り返しのつかない損失を与えることが前提としてあった。したがってすぐれた良心は自己の死をかけて言論の自由を守ろうとしたのである。しかし、人種差別思想を流布すること、人種差別を煽動することは、根本的に人間の尊厳を否定することであり、人権そのものにもっとも重大な破壊を加えることである。差別的言論には一かけらの良心もないのである。差別思想を流布するという言論の自由を主張することは、極端な無知によるものでなければ、基本的に人種的迫害を肯定する態度につながる。

差別を犯罪として認識すること、差別を根絶することが人類全体にとって最高の目標であることを理解することが、人種差別撤廃条約の、とくにその四条の理解にとって必要である。この道理が多くの人々に理解されるよう、今後とも粘り強く、人種差別撤廃条約の批准の意義を訴え続けることが求められている。